

美容師法施行条例（案）概要

1 目的

美容師法（昭和32年法律第163号）の一部改正により、美容の業及び美容所における衛生上必要な措置に関する基準等について区の条例で定める必要がある。

2 内容

美容の業を行う場合に講ずべき措置

清潔な作業衣を着用すること、マスクを使用すること、身体を清潔に保つこと、消毒済の器具と未消毒の器具を別の容器に収めること、器具を清潔に保つこと、消毒薬を随時取り換えること等

美容所について講ずべき措置

作業室の床面積は13平方メートル以上であること、1作業室の美容椅子の数は床面積に応じた数を設けること、作業を受けている客以外を作業室へ入れないこと、十分な数量の器具・布片を備えておくこと等

美容所以外の場所で業を行うことができる場合

ア 社会福祉施設等の入所者に対して美容を行う場合

イ 演劇に出演する者等に対して美容を行う場合

社会福祉施設等に美容所を開設する場合の特例（上記の特例）

美容所利用困難者のために社会福祉施設等において美容所を開設する場合、美容所について講ずべき措置のうち、作業室の床面積について一部緩和することができる。

3 施行期日

平成24年4月1日